

社団法人 経済同友会  
代表幹事 北城 恪太郎

## 「骨太の方針 2006」に向けて

2001年4月の発足以来、小泉政権は5年2ヶ月を経過し、政策決定の新しい仕組みの一つとして導入された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」、いわゆる「骨太の方針」は6回目を迎え、首相主導の政策決定の仕組みが定着しつつある。

日本経済は着実に成長軌道を歩み始めたが、郵政民営化、規制改革、地方分権改革など本格的な構造改革は緒についたばかりであり、少子・高齢化時代を迎える中で、新たな成長基盤の確立と財政再建を企図した公的部門の改革の加速化は喫緊の課題である。

小泉総理は、既に9月の退陣を表明されている。2007年度予算のベースとなる今回の「骨太の方針」は、小泉政権が進めてきた構造改革を、次の政権へと橋渡しする重要な方針となる。

昨日「骨太の方針(素案)」が、発表された。

構造改革を「将来の礎の構築」「新たな枠組みの創造」というイノベーションの取組みに高度化していくためには、以下の項目について、さらに検討を加え「骨太の方針」を策定するとともに、それに続く政策論議が展開されることを求める。

### 1. 成長力・競争力を強化する取組み

#### (1) 「人間力」豊かな個人の育成

わが国が、新たな成長力を獲得し国際競争力を維持・強化するためには、高い「人間力」を備えた個人の育成が重要であり、そのためには、教育の質の向上と、教育現場の活性化につながる施策を大胆に進めるべきである。

教育に対する深い識見とリーダーシップを有する民間人を、より積極的に学校長等に登用し、外部の目を活かした学校改革や、新たな学校運営モデルの創出につなげる。

教育の最大の受益者である子供、そしてその保護者に対し、主体的な選択の

機会と多様な教育サービスとを提供するため、地域の実情に応じて学校選択の自由を拡大し、「教育バウチャー」のように、生徒数に応じた予算配分の仕組みを取り入れる。

教員の能力向上のため、定期的に適性や能力を評価し、それを処遇に反映していく仕組みとして、現職教員を含め、教員免許を更新制にすることや、教師としての成長段階に併せて、教員免許を（基礎免許、本免許、スーパーティーチャー免許等のように）複数段階に分け、資格に応じた給与体系を設定する。

## (2) 税制によるベンチャー支援

ベンチャーが次々誕生し、企業の新陳代謝を促し、イノベーションを起こすためには、志とアイデア・技術を持つ人々に対して、身近な投資家から、リスクマネーの供給がスムーズに行われなければならない。

政府系金融機関による無担保融資は、結果的にモラルハザードを招くことから、むしろ税制面の優遇措置が必要である。

民間金融機関が行うベンチャー支援融資に対し、政府系金融機関は利子補給、保証、証券化などにより積極的に支援する。

エンジェル税制を改正し損失発生時(実質的に事業が破綻した時)に全額所得控除を認める。

## (3) 医療規制の撤廃・緩和

医療制度改革を進める一方、患者の安全・安心を確保するための体制を整備する。

現行の医療法は、営利を目的とした者の参入を認めておらず<sup>1</sup>、株式会社制度の優れた特性（透明性とガバナンスの向上、資金調達の多様化等）を活かした医療の発展を阻害していることから、医療法人制度を出資持分に応じた議決権の行使を可能とし、出資持分に対する配当を認めるように改革し、最終的には営利法人（株式会社）による医療機関の開設につなげる。

混合診療は、保険適用外の治療等を望む患者の選択権を尊重し、科学的に有効性・安全性が確認された治療等を広く普及する仕組みとして有効であることから、安全確保のため必要最小限の規制を残しながら、QOL(生活の質)向上を目的とした医療行為、予防医学的な医療行為など可能なものから解禁し、最終的には混合診療の全面解禁につなげる。

医療機関に診療成績に関する情報開示を義務付け、医師免許を更新制とする。「メディカルスクール」を設置し、臨床医師として適性があり使命感を有する人材を受け入れ、医師増員と臨床教育の充実を図る。

---

<sup>1</sup>「構造改革特区」で高度先進医療を自由診療する場合に限り、株式会社による医療機関設置が認められたが、営利法人による医療機関経営を認めないとする医療法の原則は変わっておらず、問題解決になっていない。

#### (4) 規制改革・民間開放推進体制の継続

規制改革・民間開放推進会議の後継組織を確実に設置し、構造改革特区制度を継続し、引き続き規制改革・民間開放を推進する。

平成 17 年度モデル事業(ハローワーク、社会保険庁、行刑施設)の他、登記・供託、国有財産管理、官庁営繕、国土地理院、自動車登録、気象庁関係、地方行政窓口業務、独立行政法人業務について市場化テスト、民間開放を推進する。また事業所単位で市場化テストを行い、更なる効率化を目指す。

## 2. 財政健全化への取組み

政府・与党は 2011 年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス)を均衡させる歳出・歳入一体改革案をまとめた。基礎的財政収支の黒字化に必要な金額を 16 兆 5 千億円程度とし、そのうち 7 割以上を歳出削減によって達成するとした。増税よりも歳出削減が優先されたことに対し一定の評価をしたい。

今後は改革案にそって確実に財政再建を進め、早期に基礎的財政収支の黒字化を達成、その後の債務残高の圧縮に結び付くことを期待する。

歳出削減額には約 3 兆円の幅があり、増税幅を圧縮するためには歳出削減を最大化する必要がある。また歳入面では、経済活性化・公平性に向けた税制を抜本改革することが求められる。

### (1) 公共投資の徹底削減

公共投資の年率 3%以上の削減を継続する。削減は、工事規格の見直し、一般競争入札の徹底、PFI の導入などのコスト削減策に加え、公共投資の費用対効果を厳密に評価することにより行う。特に需要予測の際は、人口減少・人口構成や産業構造の変化を先取りし、不要となった事業はためらわず中止する。

地域に必要な道路、港湾、地域公共交通等の戦略的な整備は、地域に財源を移譲し、地域の目線で効率的に行う。

### (2) 経済活性化・公平性に向けた税制の抜本改革

個人所得課税：所得捕捉の不公平感を解消し、税制に対する国民の信頼を回復するため、住民票コードを活用し納税者番号制度を導入するとともに各種控除を整理、廃止し税制を簡素化する。給与所得の源泉徴収制度を廃止し、原則どおり申告納税とする。

消費課税：国民が薄く広く負担しかつ安定的な財源である消費税は、公的年金と地方財政を支える基幹税と位置づけるべきであり、そのためには、インボイス制度の導入、免税点・簡易課税制度の全廃などにより、制度への信頼性を高める必要がある。

法人課税：国際的な競争の中で、わが国が持続的な経済成長を維持するためには、法人税の実効税率を国際水準に維持することが必要条件であり、そのうえで租税特別措置については白紙に戻し、真に必要な政策減税のみ改めて実施する。

### (3) 行政改革推進法、郵政民営化の強力な推進

政策金融改革は、民間経営陣によるガバナンス体制を確立するため天下りを廃止し経営トップを民間人から起用するとともに、組織のスリム化(人員削減、支店統廃合)、貸付内容の見直し、直接貸付からの撤退(保証、利子補給への移行)を推進する。

政府資産・負債改革については、民間企業並みの資産売却を行うとともに、10年間で資産総額をGDP比半減させるため必要なあらゆる施策を行う。

郵政民営化については、民間との公正な競争条件を維持しつつ可能な限り早期達成(5年程度)を図る。

## 3. 安全・安心を強固にする取組み

### (1) 社会保障制度の総合的改革

社会保障を「手厚い保障」から「身の丈にあった保障」へナショナル・ミニマムの範囲に限定する。

社会保障制度には、予測を超える人口動態の変化や経済変動に対し、給付水準が自動的に調整される仕組み、あるいは制度を見直す諸条件を予めビルトインする。

公的年金として「新基礎年金制度」を創設し、一人一律月額7万円の給付を全額目的消費税で賄う。厚生年金の報酬比例部分は清算し、民間が運営する確定拠出型の「新拠出建年金」に移行する。社会保険庁は国税庁と統合を前提に抜本改革する。

### (2) 総合的な少子化対策の推進

少子化については、具体的な対策は進んでおらず、先送りは許されない。

一定の効果が見込まれる少子化対策には、優先的に財源を振り向ける。

企業も社員のワークライフバランスに配慮し、子供を持ち幸福に仕事と生活を両立させる環境を提供することにより少子化対策に協力する。

病時保育、延長保育については、利用者の多様なニーズに応えるために、民間参入を促し、公的補助はバウチャー(利用券)により行う。

以上